

改正個人情報保護法へのプライバシーマーク制度の対応方針について  
(よくある質問と回答)

No.	Q.	A.
1	改正個人情報保護法の全面施行に伴い、審査の基準は変わりましたか？	変わりません。従来通り、現行の JIS Q 15001:2006 を基準として適合性の審査・認証を行います。 ただし当然のことながら改正個人情報保護法の全面施行に伴い同法を遵守すべく必要な措置を講じていただくことが必要となります。
2	改正個人情報保護法の全面施行前に取得したプライバシーマークは、全面施行後である現在においてもそのまま使用できますか？	使用できます。プライバシーマークの審査の基準となっている JIS には、現行でも法令遵守が要求規格として盛り込まれており、その要求事項を満たしプライバシーマークを取得された事業者の皆様は、法令等が改正されたとしてもこれに適切に対応できるマネジメントシステムが構築され運用されているものと考えられます。したがって、引き続きプライバシーマークは有効です。
3	改正個人情報保護法を遵守するための必要な措置を取っていなかった場合、審査は不適合となるのでしょうか？	現地審査等においては、各事業者の改正法への対応状況を確認し、状況に応じて講じるべき措置の助言をさせていただき、もし何ら措置が講じられていない場合は、リスクに応じた措置を講じるよう是正を求めます。 ただし、JIS Q 15001 の改正をふまえた審査開始までの間は、今後講じる措置の計画を報告することも可とし、次回更新審査時に再度実施の有無を確認します。
4	改正個人情報保護法の全面施行に伴い、プライバシーマーク付与事業者が個人情報保護方針(要求事項 3.2)を変更する必要がありますか。	JIS Q 15001:2006 に適合する個人情報保護方針を策定されている場合、変更や新規の方針策定の必要はないと考えられます。
5	現地審査の審査項目に「主要な個人情報を台帳に登録していること。」とありますが、個人識別符号、要配慮個人情報は、台帳に登録する必要がありますか。また、匿名加工情報も同様に台帳に登録する必要がありますか。	必要があります。また、匿名加工情報も同様です。 ただし、台帳登録の有無については、JIS Q 15001 の改正をふまえた審査開始までの間は、台帳登録無の場合は継続的改善事項に準じ、次回更新審査時に再度改善の状況を確認します。
6	現地審査の審査項目に「個人情報ごとにライフサイクルに沿ってリスクを認識し、分析し、対策を講じ、残存リスクを把握していること。」とありますが、個人識別符号、要配慮個人情報は、リスク分析表等に記録する必要がありますか。また、匿名加工情報も同様にリスク分析表等に記録する必要がありますか。	必要があります。また、匿名加工情報も同様です。 ただし、リスク分析表等の記録の有無については、JIS Q 15001 の改正をふまえた審査開始までの間は、記録無の場合は継続的改善事項に準じ、次回更新審査時に再度改善の状況を確認します。
7	個人識別符号、要配慮個人情報についても、安全管理措置を講じる必要がありますか。また、匿名加工情報についても、同様に安全管理措置を講じる必要がありますか。	必要があります。現地審査において実施の有無を確認し、何ら措置が講じられていない場合は、リスクに応じた措置を講じるよう是正処置を求めます。また、匿名加工情報も同様です。 ただし、JIS Q 15001 の改正をふまえた審査開始までの間は、今後講じる措置の計画を報告することも可とし、次回更新審査時に再度実施の有無を確認します。

No.	Q.	A.
8	改正個人情報保護法では、個人情報の定義として、個人識別符号が加わりましたが、プライバシーマーク付与事業者のPMS(個人情報保護マネジメントシステム)規程にある個人情報(要求事項 2.1)の定義を変更する必要がありますか。	JIS Q 15001:2006 に適合する個人情報の定義を規定している場合、変更する必要はありません。 審査における対応は、No.1、No.3、No.5～No.7 の QA も合わせてご確認ください。
9	改正個人情報保護法で定義する要配慮個人情報と要求事項 3.4.2.3 にある、特定の機微な個人情報は一部異なりますが、要配慮個人情報については、どのように取り扱えばよいのでしょうか？ また、改正個人情報保護法で要配慮個人情報が定義されたことに伴い、PMS 規程を変更する必要がありますか。	改正個人情報保護法では、要配慮個人情報を取得する場合、あらかじめ本人の同意を得ることが定められています(法第 17 条第 2 項)。要求事項 3.4.2.3 においても明示的な本人の同意を得ることを求めているため、要配慮個人情報を取得する場合、特定の機微な個人情報と同様の取り扱いを行えばよいと考えられます。 また、JIS Q 15001:2006 に適合する、特定の機微な個人情報についての PMS 規程を策定している場合、当該 PMS 規程を変更する必要はありません。 審査における対応は、No.1、No.3、No.5～No.7 の QA も合わせてご確認ください。
10	匿名加工情報を取り扱う予定がありません。また、第三者提供時の確認・記録義務が発生することもないと思われれます。このような場合でも、PMS 規程に匿名加工情報の取り扱いの手順などについて規定する必要がありますか。	JIS Q 15001:2006 に基づく PMS 規程においては、匿名加工情報を取り扱う予定がない場合、第三者提供時の確認・記録義務が発生することがない場合においては、それらの取り扱いの手順などについて規定する必要はありません。 審査における対応は、No.1、No.3、No.5～No.7 の QA も合わせてご確認ください。
11	改正個人情報保護法の全面施行にあたり、プライバシーマーク付与事業者が同意書面等に記載する明示又は通知事項(要求事項 3.4.2.4、3.4.2.6、3.4.2.7、3.4.2.8 に示す事項)を変更する必要がありますか。	JIS Q 15001:2006 に適合する記載事項を策定されている場合、変更の必要はないと考えられます。
12	要求事項 3.3.2 に基づき経済産業等各主務大臣のガイドラインを特定していますが、改正個人情報保護法の全面施行後は法令等の一覧表にどのガイドラインの特定が必要ですか。	「JIS Q 15001:2006 をベースにした個人情報保護マネジメントシステム実施のためのガイドライン 第 2 版」の第二部 3.3.2 で特定を必須とする 1)～6)のうち、2)～4)のガイドラインに代わり、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(個人情報保護委員会)の通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編の特定を必須とします。 なお、同ガイドラインの匿名加工情報編及び特定分野ガイドライン(医療関連分野等)は、必要に応じて特定してください。